# 制度情報 - 2022 年 11 月の法令から -北京市大地律師事務所 (北京市大地律師事務所 日本部監修)

## . 重要な法令のポイント解説

## 中華人民共和国不正競争防止法(改正案意見公募(パブリックコメント)稿)

(発令元)国家市場監督管理総局 (公布日)2022年11月22日

#### 1. 主なポイント

- (1) デジタル経済における不正競争の規制を強化しました。例えば、アルゴリズムを用いて、利用者の傾向や取引の習慣等を分析し、取引相手に対して取引上の不当な差別的扱いや不当な制限を課してはならないとしました。(第4条、第19条)
- (2) 商業的混同行為の対象範囲を拡大しました。このうち、他者の一定の影響力がある市場主体の名称、氏名または類似のロゴの無断使用禁止も含まれます(例:「海底撈」と「河底撈」等)。 (第7条)
- (3) 虚偽の商業宣伝の禁止規定が具体化され、広告とみなされない「商業宣伝」の特徴について も定義されました。現在は、広告法の規制が厳しいため、日本企業は合法的な「商業宣伝」を行 うことで、自社製品の影響力を拡大することができます。(第9条)
- (4)「相対的な優越的地位」の乱用禁止の規定を追加しました。「相対的な優越的地位」を占める事業者は、正当な理由なく、取引先の商品の価格や販売対象、販売エリアなどを不当に制限したり、不当な条件を課してはなりません。(第13条、第47条)
- (5) 一部の違反行為に対する罰金額が調整されました。このうち、虚偽宣伝に対する罰金の下限額が20万元から10万元に引き下げられ、その他の違反行為に対する罰金の上限額が引き上げられました(例:商業賄賂に対する罰金の上限額を300万元から500万元に引き上げ)。 (第4章)

#### 2.今後の留意点

本改正案は協議段階にあり、現時点での正式な法的効力はありませんが、改正案の内容のほとんどは正式な法案にも盛り込まれるでしょう。本改正案では、デジタル経済分野に関わる様々な不正競争行為について非常に詳細に分類・列挙しており、本法正式改正後、SAMR の法執行での重点的分野となるでしょう。日本企業でもインターネットや電子商取引プラットフォームなどを通じて事業活動を行うことが一般的ですので、デジタル経済分野の競争法上のコンプライアンスには、更に注意を払う必要があります。(全48ヵ条)

# 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定 (意見公募(パブリックコメント)稿)

(発令元)最高人民法院 (公布日)2022年11月18日

#### 1. 主なポイント

- (1) 中国が国外の独占的行為に対して持つロング・アーム管轄権の規定が細分化されました。海外独占が国内市場での競争を排除または制限する場合、当事者は「中国に住所を有しない」被告に対して独占禁止法に基づく訴訟を提起することができます。(第7条)
- (2) 関連市場の定める原告および被告立証責任についての規定が細分化され、一定の範囲で原告の立証責任が軽減されます。例えば、原告が被告側の市場への影響力が大きいことを直接証明可能な証拠を提出した場合、原告は関連市場の定める証明責任を負わなくてよいこととなります。 (第16条)
- (3) 医療・製薬業界における医薬品特許の逆払い延期払い契約を水平的独占契約に該当する対象 として追加を検討します。(医薬品の特許所有者が後発医薬品申請者に対して金銭等の高額の補 償を約束し、後発医薬品申請者が医薬品に関する特許権の有効性を争わない、または特許医薬品 の市場参入を遅らせることを約束する契約をいう)。(第23条)
- (4) 垂直型独占協定の立証責任についての内容を具体化しました。垂直型価格操作協定は原則として違法とみなされ、原告は垂直型価格操作が行われた事実を証明すれば立証責任を果たしたことになります。対して、被告は競争を排除または制限しないとの観点から合理的な抗弁をすることができます。(第25条)
- (5)独占禁止法第18条第1項に規定される水平型独占協定が、競争を排除又は制限するか否かを 判断するにあたり考慮すべき要素及び水平型独占協定が成立しない抗弁について列挙していま す。例えば、被告が「契約相手は事業者の代理人であり商業上または業務上の実質的なリスクを 負っていない」ことを証明した場合、その契約が水平型独占協定に該当しないと裁判所により判 断されます。(第26条、第27条)
- (6)「取引制限行為」が競争を排除・制限するか否かを判断するための参考要素と正当な抗弁理由を列挙しています。(第40条)

#### 2.今後の留意点

本規定はまだ協議段階にあり、正式な法的効力はありませんが、『独占禁止法』における関連市場の定義や、独占契約や支配的地位の乱用の判断基準、インターネット・プラットフォーム行為に関する規制内容を具体化しており、日本企業の権利保護や訴訟対応の実務指針になりうるものです。日本企業は、最高裁や関連政府部門の最新の動向を把握し、これらの規則を適用して自社の権利を守り、独占行為に関するリスクを回避する必要があります。

また、日本企業が中国においてオンラインや電子商取引のプラットフォームを通じて事業を行う ことが一般的になってきたことから、デジタル経済における独占禁止法の遵守に一層注意を払って ください。(全52ヵ条)

# 飲食サービス提供者の食品添加物管理の規制強化に関する公告 (意見公募(パブリックコメント)稿)

(発令元)国家市場監督管理総局 (公布日)2022年11月11日

#### 1. 主なポイント

- (1)飲食サービス提供者は、『食品安全国家標準・食品添加剤使用標準』(GB 2760-2014)に規定された食品添加物使用原則、使用可能な食品添加物の種類、使用規範、最大使用量及び残留量に基づいて食品添加物の使用管理を行う必要があります。食品添加物管理状況については、日々の検査記録、毎週のリスク調査を行い、毎月企業の主な責任者に報告することを重要項目としています。(第1条)
- (2)飲食サービス提供者は、製造許可のあるサプライヤーから食品添加物を購入しなければならず、サプライヤーの資格証明書の写しを確認・保管することが義務付けられています。これを怠った場合、罰則の対象となることがあります。(第2条)
- (3) 食品添加物を食品および食品関連製品(食器、台所用品など)と一緒に保管してはならず、「食品添加物」と表示した専用のキャビネット(場所)に保管することが定められています。 (第3条)
- (4)最大使用量規制のある種類の食品添加物を使用する場合、計量を行ったうえでの使用が求められています。また、開封済みの食品添加物を容器に盛る場合は、容器に食品添加物の名称、製造日またはバッチ番号、使用期間を表記し、食品添加物の元の包装を保留するように注意が必要です。(第4条)

#### 2.今後の留意点

本公告は、主に飲食サービス提供者による食品添加物の調達、使用、保管について規制するものです。本公告の正式実施後、食品添加物の管理の全工程(調達、使用、保存など)及びサンプリング検査に関する食品サービス提供者への監督・検査が強化されると思われます。日本の関係各社は、行政処分や刑事罰を受け、企業評価に影響が及ぶことがないよう、現地政府部門の施行状況や規制の動向を把握し、社内で食品添加物の調達、使用、保管に関する自主検査とコンプライアンスの是正を行うと良いでしょう。(全6カ条)

# 『化粧品生産品質管理規範の検査要点及び判断原則』 の公布に関する国家薬品監督管理局の公告

(発令元)国家薬品監督管理局

(法令番号)国家薬品監督管理局 2022 年第90号

(公布日) 2022 年 11 月 29 日

(施行日) 2022年12月1日

#### 《北京市大地律師事務所》

#### 1. 主なポイント

- (1) 医薬品の監督管理を担当する部門が化粧品登録者、届出者、委託製造者(以下、企業)に対して検査を行う際の政策的根拠となる「化粧品生産の品質管理基準」、「化粧品生産品質管理規範の検査要点及び判断原則」(以下、「検査要点・判断原則」)が示されている。(公告第1項)
- (2)生産品質管理体制に「欠陥」または「重大な欠陥」があると判断された企業に対する行政処分を明確化しました。生産品質管理システムの欠陥を有する企業については、その違反が軽く、有害な結果をもたらさず、是正後に「化粧品の生産品質管理規範」の要件を満たしていれば、法律に基づく行政処罰は科されません。(公告第2条、第3条)
- (3) 化粧品の生産活動を行う登録者、届出者、受託製造者(実生産者)、委託化粧品登録者、届出者(委託生産者)の検査要点の詳細なリスト項目を具体化しました。検査項目は重要検査項目と一般検査項目に分けられています。(検査要点・判断原則 第1条)
- (4)「オンサイト検証適合可否」、「是正後の再検査」、「生産品質管理システムの欠陥判定」 等の判断基準を具体化しました。例えば、日常の監督と検査や、検査要点の主要な項目で規定を 満たしていない場合、企業は"生産品質管理システムの重大な欠陥あり"と判断される恐れがあり ます。(検査要点・判断原則第2項)。

#### 2.今後の留意点

2022 年 12 月 1 日に施行された本公告は、化粧品登録者・届出者、受託生産登録者・届出者が化粧品製造活動を行う際の製造・業務上のコンプライアンスに関する運用指針を示すものです。日本企業は、検査要点と併せて、自社の人員配置、工場施設・設備、材料・製品、生産工程・品質管理、製品販売のあらゆる面での自己点検実施とコンプライアンス調整を行うことで、是正命令、生産・操業停止などの行政処分を防ぐことができます。(全4カ条)

#### 市場監督管理に関する総合的な行政法執行事項の指導目録(2022年版)

(発令元)国家市場監督管理総局 (法令番号)国市監督稽発〔2022〕99号 (公布日)2022年11月17日

#### 1. 主なポイント

- (1)本指導目録は、主に市場監督に関する法律や行政法規によって定められた行政処分や行政強制事項、及び部門規則によって定められた警告や罰金などの行政処分を整理したもので、行政処分 830項目、行政強制事項31項目の合計861項目が掲載されています。なお、地方条例や規則によって定められた行政処分や行政強制事項は除きます。(指導目録説明第2項)
- (2)執行部門(市場監督管理部門、薬物監督管理部門)の執行事項名と実施に関する法律的根拠 を規定し、関連法律、行政法規、部門規則の具体的内容を列挙しています。行政処罰が法的根拠 に基づいていること及び行政処罰の公開性と透明性を確保します。例えば、企業が規定に基づい

#### 《北京市大地律師事務所》

た届出手続きを行わなかった、又は期限を過ぎた場合、企業の登記部門は申請の期限を命じることができ、期限を過ぎた場合、3万元以下の罰金を科します。(指導目録第14項)。

#### 2. 今後の留意点

本指導目録は、『食品安全法』及び『広告法』の関連施行事項については2021年4月29日まで、その他の法律及び行政法規及び部門規則の関連施行事項については2021年3月21日まで更新されます。その後、市場監督総局は法令の改廃に伴い随時調整・更新を行うため、日本企業は市場監督総局の動向に注目してください。企業が市場監督管理部門から法律違反を指摘され、処罰された場合、「指導目録」を参照し、政府部門が「指導目録」に定める事項や処罰の範囲を超えていないか確認したうえで、政府部門と交渉を行いましょう。(全861項目)

## 特定医療用食品の表示に関する指針(意見公募稿)

(発令元)国家市場監督管理総局 (公布日)2022年11月7日

### 1. 主なポイント

- (1)特定医療用食品(生後0ヶ月から12ヶ月までの特殊医療用乳幼児食品及び1歳以上の特殊医療用食品を含む。例えば、ラクトース無添加食品や低ラクトース食品、完全栄養食などを含む)の表示(ラベル・説明書)に関する基本条件が規定されています。例えば、ラベルと説明書の表示内容を統一することや、特定医療用食品(以下、特医食品)の最小包装には、特医食品の専用表示をすることなどが挙げられます。(第1条)
- (2)特定医療食品の商品名、商品分類、成分表、栄養成分表、製剤特性・栄養特性、臨床試験、 組織状態、適用対象者、摂取方法・分量、純分・規格、製造年月日・賞味期限、保存条件、警告 表示・注意事項のなどの13項目について具体的に規定しています。例えば、特定医療用食品の 製造年月日や賞味期限は、年・月・日の順に「XX/XX/XX まで」と表示され、日付は後貼り、後 印刷、改ざんを行うことはできません。(第2条)
- (3)特医食品の表示に使用が禁止されている9つの事項や用語について列挙しています。例えば、 予防・治療・回復に関する「速攻回復」、「治癒」などの言葉や、「母性愛」、「バイオニック」 など、消費者を誤導する恐れがある言葉の表示使用を禁止しました。(第4条)

### 2.今後の留意点

食品表示の内容や表示条件は多岐にわたり、専門性やコンプライアンス性も強いため、その内容を正確に理解・把握することは非常に困難であり、また中日両国の食品表示には差異があります。したがって、特医食品製造に携わる日本企業が、中国における特医食品の表示に関する具体的な内容を把握し、正確に理解することは、表示に関するコンプライアンス違反で罰せられることを防ぐ事になり、企業の評判にも影響を及ぼします。(全5カ条)

# . 法令運用上のケーススタディ解説

#### 1.事例の内容

邱某氏は2019年4月1日、北京の建築デザイン会社Aに入社後,会計兼財務主任を務めており、 月給は6000元である。当時、A社では、財務規律が確立されていなかったため、対外決済時の流 れは、出納担当者が申請表を提出後、邱某氏が確認・批准し、再度出納担当と邱某が共同でリシー ルドを通じ決済完了、という手順で行っていた。

2019 年 6 月 13 日、A社の出納担当者の QQ アカウントに、A社のマネージャーと同名の QQ アカウントから決済通知が届き、出納担当者は邱某氏に決済依頼書を発行した。その際、出納担当者から「マネージャーからの指示」だと伝えられたが、邱某氏本人が直接経営者に確認したことはなかったという。その後、邱某氏は U シールドを通じて 42 万元を送金した。決済完了後、決済要求は経営者本人の指示ではないこと、使用された QQ アカウントは偽造であったことが判明した。 A社は公安当局に被害届を提出したが、被害金額は回収できなかった。

2019 年 6 月 19 日、邱某氏は自身の職務上の過失を認め、会社の経済的損失を補償する意思を表明する同意書に署名した。2020 年 4 月の時点で、補償額の合意に至らず、A 社は北京の某仲裁委員会に仲裁申請を出し、邱某氏の重過失により生じた経済損失の 20 万元の損害賠償請求をした。

### 2. 本事例の争点

邱某氏の過失によりA社は損失を被りましたが、A社は邱某氏に対して全額賠償を要求できるのでしょうか?

#### 3.弁護士の分析

『北京市労働契約規定』第30条第3項では、重大な職務怠慢、または不正行為により会社の利益が著しく損なわれた場合、会社側は労働契約を解除できると規定しています。また、第50条では、本規則第30条第2項および第3項に定める状況にあり、会社への損害や労働契約解除が生じた場合は、賠償責任が生じるとしています。したがって、故意または重大な過失等により会社に経済的損失を与えた被雇用者は、賠償責任を負うことになります。

当事者の賠償責任を決定する際には、労働関係の従属性、職位、報酬体系、雇用側の事業利益、 さらに過失の程度と両当事者のリスク負担能力を考慮し、権利と義務の整合性の原則と併せて考慮 する必要があります。

当事例のA社は詐欺の被害に遭い、対外支払いにおいて 42 万元の損失を被ったことから、本来 詐欺の主犯者に損失額の賠償責任が生じます。しかし、邱某氏は会計および財務主任の職務に不可 欠な、専門知識と技能を持つ者として慎重に義務を負う責任がありながら、出納担当者の口伝えの 情報だけで、マネージャーからの指示と思いこみ、支払い許可を通してしまい、支払い過程で邱某 氏は会計・財務主任として求められる確認作業を全うしなかったため、重大な過失があったと認め られ、損害賠償責任が生じました。A社には健全な財務管理制度がないとされ、詐欺による損失に 対しても相当の責任を負うことが必要となります。同時に、邱某氏は詐欺行為の主犯ではないこと や、邱某氏の収入を考慮し、A社が邱某氏に 20 万元の賠償を求める訴えは全額指示されない可能

#### 《北京市大地律師事務所》

性があります。

## 4. 当事例の判決結果

仲裁委員会は邱某に対して2万元の損害賠償を命じました。

## 5. 留意点

新型コロナの流行は、日本企業の生産経営や、正常な労働活動に影響を及ぼしています。一部の日本人経営者は中国に渡航できず、中国での企業管理に携わることができない状況です。そのため、社内のコンプライアンス体制に基づいて運営・管理をすることが非常に重要になることから、日本企業は、詳細な決済プロセスを策定し、全面的な財務制度を構築することが不可欠です。

普段から監督管理を強化し、職員のスキル研修を実施するなどして、財務担当者が会社の財務制度を厳格に実行する必要があります。また、社員の過失により、取り返しのつかない損失が生じないよう、財務担当者は実務能力の強化を行い、業務上の規律の遵守、会社の財務制度に厳格に従ったうえで、業務内容を慎重に確認・処理することを心がけましょう。